

第7期第14回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会会議要録

- 1 日時 平成25年10月29日(火)10時から12時44分まで
- 2 場所 練馬区役所本庁舎19階 1902会議室
- 3 出席者 内田委員、柴崎委員、中里委員、岡澤委員、太巻委員、浅見委員、飴谷委員、
荻本委員、加賀美委員、小室委員、松島委員、小泉委員、山田委員、斉藤委員、
池尻委員、米沢委員、しもだ委員、松村委員
区側：総務部長、情報公開課長、情報政策課長、戸籍住民課長、区民サービス担
当課長、税務課長、教育総務課長、教育指導課長
- 4 傍聴人 なし
- 5 議事および配布資料
 諮問
 (1)【諮問第27号】出張所・区民事務所等に関する業務に係る外部委託について
 (区民サービス担当課) 資料1
 (2)【諮問第28号】特別区民税・都民税に関する業務に係る外部委託の一部追加について
 (税務課) 資料2
 (3)【諮問第29号】出張所・区民事務所等に関する業務に係る外部委託の一部追加について
 (区民サービス担当課) 資料3
 報告
 (1)小学校教員による個人情報の紛失について
 (教育指導課) 資料4
 (2)小学校における個人情報の紛失について
 (教育指導課) 資料5
- 6 発言内容
 (会長) 只今から第7期第14回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催いたします。議事に入る前に、事務局から本日の出欠状況等についての報告があります。
 (情報公開課長) 先ず出席状況についてですが、出席18名、欠席4名、遅参の連絡が1名となっています。本日の諮問事項は、区と郵便局との協定について、また、その協定に基づいて、現在、税務課と区民事務所で行っている内部事務委託の仕様を一部追加するという案件になっています。これらは関連しているものですが、諮問については1件ずつご審議いただきたいと思います。事務局からは以上です。
 (会長) それでは、本日の議事に入ります。諮問が3件、報告が2件となっています。先ず、諮問第27号の説明からお願いします。
 (区民サービス担当課長) 出張所・区民事務所等に関する業務に係る外部委託について
 資料1に基づき説明
 (会長) 只今の説明について、ご質問、ご意見がありましたらどうぞ。
 (委員) いくつかありますが、先ず第一点。A3の資料ですが、議会の方でご

議論があってこういう方針が出たのだと思いますが、出張所の取扱い事務の2ページの方にいくつか分類があって、それぞれ特徴があって今回の仕分けになったんだと思いますが、逆に1ページの折れ線グラフで取扱い数が減っていますね。減ったのはおそらくコンビニによるところが一番大きいとは思いますが、内訳ですね、どれがどういうふうに減っているから4つの区民事務所にこれは残すんだというふうに、根拠として補足してくださいというのが第1点目です。第2点目は日本郵便株式会社についてですが、恐らく郵便局の中で、系統が簡保と銀行と分かれていますよね、上の方は兼務なのかどうか分からないんですけども、その辺は郵便会社ということで郵便局会社は今一緒になったんですか。そこら辺の日本郵政の中での仕分け、というのは郵便会社とだけやっておいて、職員の兼務みたいなものがかからないのか。その辺の状況について説明をいただきたいという質問です。

(区民サービス担当
課長)

1点目の出張所の事務の現状ということについては、先程申し上げたように自動交付機、コンビニ収納が着実に普及していると考えております。自動交付機については、今、住民票と印鑑証明の2種類を交付しています。着実に普及してまして、印鑑証明は60.2パーセント、住民票は40.6パーセントということで、全交付通数の4割、6割というのが、もう既に、窓口ではなく自動交付機でとられているというところが大きいのかなと思っております。コンビニの方の話に関しましても、着実に普及しております。現在、五つの公金についてコンビニ収納で払える形になっておりますが、代表的なところで申し上げますと、健康保険料、これに関しましては、件数で70.4パーセント、住民税につきましては62.4パーセントということで、口座振替以外の、納付の通知を送らせていただいた方の6割、7割がコンビニで払われているということで、五つの公金のコンビニ収納の話と住民票、印鑑証明の自動交付機での証明書発行数が増えていることが、全体として着実に増えてきている要因なのかと思っております。2点目の郵便株式会社の方の状況についてですが、この間、郵便局とも調整している中で、簡保、貯金の方の関係については、全体的な中では話をさせていただいているところですが、我々の話としましては、今回郵便局で行う場合に、大きい郵便会社はもとより小さい特定郵便局でも行っていただくということで、さらに個人情報の話においては、小さい郵便局では少数の職員でやっていらっしゃるという中で、証明書発行の話を受けていただけるのかどうかというような視点で話をさせていただいております。したがって、郵便局でやっている本来業務と証明書発行の業務とを一緒にやることで、個人情報の保護にも十分留意をしながら出来るのかどうかということで、現在、聴取をさせていただいているところです。

(会長)

今の説明に関して、さらに補足する質問がありましたらどうぞ。

(委員) 一つは、出張所と区民事務所を振り分けていますね。出張所の事務で区民事務所に振り分けられる事務はないのですね。それから、大きい郵便局、小さい郵便局という他社系列の話はいいんですけども、他の同族会社である簡保とか、あそこの調整なり配慮というものは、郵便局会社とだけやることで全部済むのか、あるいはオール郵政としての話をきちんとしなければいけないのかどうか、それは大丈夫だというご趣旨ですね。

(区民サービス担当課長) 先ず、区民事務所との関係についてですが、区民事務所の方は、証明発行、収納の関係以外に届け出の業務を行っています。今回、出張所の方の事務見直しを行うに当たり、区民事務所の窓口に行かれる方もいらっしゃると思います。なかなかその辺の予測が難しいというのがありますが、それでも、こういう大きな改革を進めて行くためには、我々の方でシミュレーションをしながら、数字の方も含めて考えていきたいと思っています。そういう意味では区民事務所の方の変更というのはあるだろうと考えております。2点目につきましては、日本郵便株式会社との協定ということで、今回、郵便局の方と詰めているところです。郵便局の方もこの事業に関しては、平成13年度からやっているもので、全国の160くらいの自治体でやっています。郵便局の方でも初めてということではないので、今、仰られたようなところも含めて、調整をしながら進めてまいりたいと思っております。

(会長) 他にご意見等がありましたらどうぞ。

(委員) 只今のご説明にありましたように、この特定の事務を郵便局に委託する場合には、法律で練馬区が指定する、その条件として一定の基準をクリアしないと駄目ということに法律上なっているんですね。一つは知識、能力があること。それから施設設備が整っていること。それから、個人情報の適正な取扱いを確保する措置がとられていること。以上をクリアし、なおかつ日本郵政と協議をしながら、最後は議会の議決が必要なんですね。しかも法律上、従事する職員に対しては守秘義務が課されていて罰則もあります。ですから、仕組みとしては、これが十分に実現されれば個人情報の保護についてはかなり適正に行われるのかなという気はしています。ただ、まだ途中ですから、まだ検証は難しいかもしれません。そこで、教えていただきたいのですが、具体的な事務の話なのですが、郵便局には特定郵便局もあって、ちょっと差があるようですけれども、取扱い件数ですね。どの程度を見ておられるのか、それから窓口の置き方ですが、兼用みたいな窓口と専用みたいな窓口とがあるようにも聞こえたのですが、どういうふうに具体的な処理を行っているのですか。それと、郵便局の担当の方はどういう人を配置していくのか、つまり固定的な配置なのか、あるいは「みんなで申請書を見られるのね。」みたいなことになるのか。それが2点目です。それから、事務としては、区民の方から交付申請書を受け付

けてファックスで送ると、それで証明書を取り寄せる、申請書自体は郵便局へ残るんですよね。それで、月単位で区へ送付するわけですが、それでも、その間、どんなふうにその申請書を管理する予定なのか。それと、これは確認ですが、郵便局には結果として書類は残らないんですよね。その3点を確認したいと思います。

(区民サービス担当
課長)

1点目について、平成26年度にこの事務見直しを行うわけですが、そのシミュレーションを我々なりにやらせていただいて、全体では11万6千件くらいの書面の発行を行います。その中で、郵便局については約7万件、6割くらいを件数として見込んでおります。2点目につきましては、窓口の環境と従事職員についての話かと存じます。先ず、窓口の状況におきましては個人情報を取扱います。従事職員あるいは請求者以外の人から見られないような窓口環境を作っていかなければいけないと考えております。そういう意味では特定郵便局では狭い部分がありますけれども、その中でもファックスの置き方、あるいは窓口の順番、なおかつ順序よく、間を少し置きながらというようなことも含めて窓口環境を整備していかなければいけないと考えております。従事職員につきましては法の定めがあります。それに基づいて、個人情報保護に留意して、総務省の通知からも研修計画を作るだとか、研修を実施するといったようなことが指定されております。それに基づいて、事務をやる職員ということで、研修を受けた職員名簿を提出していただいて、取扱うというような話で考えております。3点目の申請書の管理の方法につきましては、1か月分をまとめて申請書を区の方へ送っていただいて、区の方で鍵のかかるところに保管をし、郵便局の方でも鍵のかかる保管庫等できちんと保管をしていただくことを考えております。

(委員)

取扱い件数が7万件ということですが、あまり過大な事務になりますと個人情報保護の観点から問題が生じることもあるでしょうから、その辺のことは考えていただければと思います。結構です。

(会長)

他にご意見等がありましたらどうぞ。

(委員)

3点あります。1点目は10ページの図ですが、請求書の提出から証明書の交付まで、いわゆる郵便局の窓口でのターンダタイムといいますが、この時間をどれくらいと見積もっているのかというのが1点目です。2点目は郵便局専用のファックスを使うと書いてありますが、この専用というのは専用回線を使うという意味でしょうか。3点目は、本人確認を事務担当の方がやられるということですが、ちょっと悪く考えた場合、本人確認の証拠というのがどのようにされているのか、例えばコピーをとって1か月後の請求書に添付するとか、そういうことを考えているのかどうか、以上3点をお聞きします。

(区民サービス担当
課長)

1点目の件ですが、郵便局の方で取扱う事務に関しましては、ご本人もしくはご家族が来られるという基本的なケースで考えておりますの

で、時間は区の窓口で証明書などを発行するのとあまり変わらないだろうとみております。また、ファックスの件ですが、会社指定の専用ファックスを使っていくということで考えております。本人確認のやり方については、区の窓口で行っている本人確認の考え方に基づいてやっていきたいと考えております。その意味では、逐一、窓口でコピーは取っておりません。郵便局の方でもそこまでは想定しておりません。逆に、本人確認のやり方は、先程の罰則規定の話も含めて、法の定めがある中できちんとやっていただくということで考えております。

(委員)

回線として専用回線を使うということではないのですね。

(区民サービス担当課長)

専用回線を踏まえたくうえで、機械に関しても会社指定の専用ファックスであるとの理解をお願いします。

(委員)

本人確認がない場合に、請求者が本人であるかどうかというのは、あくまでも郵便局の対応を信じるということになるわけですか。

(区民サービス担当課長)

本人確認に関しましては、総務省の方から通知も出ています。そのやり方に沿って、郵便局の方でしっかりやってもらうということで考えております。

(会長)

他にご意見等がありましたらどうぞ。

(委員)

関連資料の中に「現状と課題」というのがありますが、出張所の事務取扱件数が大幅に減少したとあります。この原因についてですが、私は、なんといっても届出事務だとか証明事務だとか、本来、住民にとって最も身近な区役所としての役割、これがほとんど区民事務所だけになってしまった。そのことによって、いわゆる出張所の機能が大幅に弱体化してしまったところが区民にとって、出張所そのものが事務全体として不便な状態になってしまった。このことが出張所から区民が遠のいてしまった原因であると思っています。出張所の中で届出とか証明発行ですとか、本来の区の仕事が最も身近な窓口で出来るというのをやっていくのが、本来の役割であると思っています。そういうことを前提としながら、今回郵便局の方へ全体的な移行をされるということで、お訊ねしたいのですが、資料1の7ページに事務手数料ということで、請求書の取扱い1件につき173円と記載されています。これは(消費税込み)となっていますが、4月以降は消費税が8パーセントに上がります。その場合はどういう手数料になる予定でしょうか。併せて、年間で手数料として練馬区は郵便局にいくらい出さなければならない状態になってしまうのでしょうか。この点について先ずお訊ねしたいと思います。

(区民サービス担当課長)

手数料の話ですが、7ページの方に記載されているのが、1件につき173円で税込ということで、これについては8パーセントを想定したものです。因みに税を抜きますと160円となります。手数料の年間の見込みの話ですが、我々が見込んだ件数7万件に173円を掛けていくこととなりますが、ただ、7万件の内訳ですが、これは証明書

毎の話になっていまして、これから郵便局と調整をしなければいけないんですけれども、税証明の関係は税務課で、それ以外は戸籍住民課と考えておりまして、ある程度戸籍住民課に送られたものがまとめた形の様式で、例えば住民票と印鑑証明を一緒に書けるような様式で、その一枚を一件として考えていますので、他の自治体もその形でやっていますので、もうちょっと金額は下がるかなと思っています。

(委員)

住民票については、今現在、練馬区の紋章、マーク等がついた専用の用紙が出ますね。用紙そのものは、ああいう形でアニメとか様々な形がありますが、そうした書類で出てくるのでしょうか。

(区民サービス担当
課長)

証明を発行してもらう郵便局のファックスの用紙を入れるところに、改ざん防止用紙を入れて発行するという形になります。通常窓口で出しているような形で、それと同じということで考えております。また、自動交付機の場合は、百円安い形で手数料をやっているんですけれども、郵便局の場合は窓口という取扱いの中では、区の窓口と同様の手数料で考えております。

(委員)

資料1の5ページ、(本委託事務内容)第6条に「請求者が持ち込んだ用紙によるものおよび交付手数料が免除になるもの(国民年金、厚生年金の手続きに必要なものは除く。)については、取り扱わない。」という記載がありますね。これについては、区民に対して「取り扱わない」というのはなんなのか。これについての周知徹底は今後どのようにされていくのでしょうか。

(区民サービス担当
課長)

今回、協定書(案)の別表のところ特定の郵便局ということでの名称等は入れていません。現在、郵便局と調整中ということで、そのところを空欄にさせていただいているわけですが、当然この郵便局の指定という話をやる中で、我々としては事前にピーアールをやっぱりやっていきたいという思いがあります。郵便局の足並みということも含めて、その辺のところのピーアールをなるべく早めに、地道に地元への説明、あるいは出張所の窓口といったところでできればと考えております。手数料の免除に関しましては、例えばなんです、生活保護受給者は免除になるといったような場合に、端末を置いて確認しながらでないに対応できないということがあります。郵便局ではそれが出来ませんので、そういったものに関しては出来ないということで考えております。その辺具体的なところを含めて、事前のピーアールというのを今後考えていきたいと思えます。

(委員)

そのピーアールとの関係になるわけですけれども、交付手数料が免除されるということに対しては非常にプライバシーに係るところが多いわけですけれども、こうした方々に個人情報保護しながら対応するのは、郵便局の窓口では無理だということになると、じゃあどこでやるのかということで、今度は問われてくるわけですけれども、免除者の方々の実際上の交付のあり方、どんな形で現在想定されているので

(区民サービス担当
課長)

しょうか。

私ども出張所の見直しという大きな改革の中で、先程自動交付機の話がありました。確かに自動交付機という機械でやって区民事務所の方に組織を吸収したんじゃないかという意見もあります。ただ、一方では、自動交付機は着実に普及しています。これはやはり、土日も含めてかなり長い時間帯で使えて、百円安いということが区民の方に評価されているのかなというふうに考えているところです。それを使いながら、今回郵便局を導入させていただいたのは、機械の操作が苦手な高齢者等の対応ということで、地域の郵便局というようなところでお願いしたいと考えているところです。そういう意味では、郵便局で取れるものに関しては、区民事務所なり区役所なりに足を運ばなくても済むように、なるべくご案内を差し上げて、活用してまいりたいと考えております。ただ、一方で個人情報保護に関しましては十分留意をしないといけないという、今回もファックスでやりとりをするという中で、電子端末を置かない形にさせていただいています。そうしますと、当然、やれる業務の範囲というのが狭まってくるということが当然出て来ます。そういう中で、やはり出来ないものは出来ないということできちんとライン引きしながら、その点のピーアールも含めてやっていくということで考えております。

(委員)

そうすると、手数料が免除になる場合については区民事務所でなければならないのか、それとも出張所でも出来るのか、その辺はどんな整理をされているんですか。

(区民サービス担当
課長)

郵便局で出来ないものに関しては、やはり区民事務所あるいは区役所に来ていただくということになるかと思います。出張所の方については、証明書発行と収納関係の窓口は見直しということで今回考えております。

(委員)

そうすると、手数料の免除に関するものは区民事務所でなければ出来ない、区内で6か所でしか出来なくなってしまう、近くの出張所、郵便局では出来ないという理解でよろしいですか。

(区民サービス担当
課長)

まだ案ではありますが、資料1の5ページに、ご指摘の第6条の本委託事務内容のところに、「請求者が持ち込んだ用紙によるものおよび交付手数料が免除になるもの(国民年金、厚生年金の手続きに必要なものは除く)」と書いてあります。今回導入した理由に関しては、やはり高齢者への対応というものがあります。公的年金の無料分に関しては発行していただくということでいま調整を進めていますので、一部発行出来ないものがある、そういうご理解でよろしいかと思います。

(会長)

他にご意見等がありましたらどうぞ。

(委員)

練馬区以外の22区で、日本郵便株式会社と同じような事業、提携をしているところはありますか。

(区民サービス担当

他区では板橋区がやっています、3局でやっております。ちなみに

- 課長) 都内では、板橋区を含めて6つの自治体が行っている状況です。
- (委員) 板橋区でもやはり1件につき173円ですか。これは決められている単価ですか。
- (区民サービス担当課長) 御見込のとおりです。税抜きで160円というのは、全国統一で郵便局側が行っている単価です。
- (委員) 板橋区の区役所なり何なりに先行して行っているところに対して、事前の調査なり、聴き取りなりで、こういう問題点があったとか、なかったとか、そういうことについて、自分たちで出掛けて調べていらっしゃいますか。
- (区民サービス担当課長) 板橋区の方には、隣の区でもありますので、区役所の担当部署あるいは、3局やっておりますけれども、板橋富士見という郵便局の方を視察いたしました。郵便局を視た感じですが、代表的な特定郵便局として、小さいながらも個人情報の方に留意しながら、ファックスの置き方に関しましても留意しながらやっていて、申請書の保管に関しましても、きちんと金庫に入れているというような状況であることを確認しています。出来るもの出来ないものをお伝えするというようなところを区民の方に聞いたときに、クレームみたいな話も聞いたのですが、ある意味、そこのところはしっかりやれるものはやる、やれないものはやらないというようなことで説明する中で、そんなに大きな問題は起きていないとのことで伺っております。
- (会長) 他にご意見等がありましたらどうぞ。
- (委員) 残された出張所は、具体的にどんな仕事をやるんですか。非常に曖昧模糊として分からないのですが。というのは、残されたインフラを無理やり使っていこうというようなことであっては困るなと思うんですけども、具体的な使い方をお教え願いたいのですが。
- (区民サービス担当課長) 今、現在出張所の方で扱っている証明事務もしくは収納事務といったような窓口事務サービスという話でいきますと、出張所はそれ以外に、書類の取り次ぎといいまして、区役所なりに足を運ばなくても済むように出張所の窓口で、地域の方の申請書類とかを預かったり、もしくはパンフレット等を置いて、一般的な区政を案内するとかは行っております。この地域の情報発信、区政の情報発信というような点からも、この2点につきましては、基本的には維持していこうことで、これについては出張所の窓口でしか行えませんが、出張所の窓口自体は、そういう業務をやるものとして継続する、その上で、今、区の方では地域活性化プログラムというものが策定されています。その中では、残されたインフラという発想の中では、地域の絆といったものを考えるコミュニティ支援といった活用のしかたを大いに考えていくべきではないかということで、今、所管と調整しながら進めているということです。
- (委員) 今、出張所で働いている職員の方の数、それから、パートの方とか一

(区民サービス担当
課長)

時的に雇われている方がかなりおられると思うんですけども、そういう方々の人数はどれくらいですか。

(委員)

基本的には、臨時職員の方というのは、出張所にはおりません。60歳を過ぎた再任用の方はいます。全体的に申し上げますと、今出張所の方が、各所、事務の状況などがありますので一律ではありませんが4名から6名といったような人数で配置をして、今の窓口をやっているというような状況です。

(区民サービス担当
課長)

ということは、それらの方には、一旦、退職をお願いするということになるのですか。

(委員)

先程申し上げたように臨時職員の方ではないので、当然、区の職員という立場からすると、出張所の窓口が見直しをされることによって業務量が減って、例えば人数が減るような話になってくると、減らされる方たちについては区の他の職場で働いていただくというようなことになるかと思えます。

(会長)

最後をお願いですけども、インフラがあるから無理やり使っていこうというような形で進めるのはぜひ止めていただきたいというお願いですこれは。よろしくお願いします。

(委員)

他にご意見等がありましたらどうぞ。

(区民サービス担当
課長)

まず、11の出張所エリアでやるということなんですけれども、この11は全部特定郵便局になりそうなのかどうか教えてください。

(委員)

先程、絵の中で示した郵便局の中には、集配局という大きな郵便局もありますので、必ず特定郵便局という話にはならないかと思っております。

(区民サービス担当
課長)

集配局でないところの方が多いので、基本は特定局ということですね。やはり多いのは特定局です。

(委員)

そうですね。法律上の枠組みという意味では、かなり厳格な枠組みがあるというふうに感じます。ただ、実態的に個人情報の保護管理を適切に行える体制があるかどうかについては、私は大変危惧をしています。特定局は日常的に行くんですけども、その特定郵便局の中でどうやってこういう個人情報を適切に管理なさるのか、なかなかイメージできない、特に今回、戸籍情報が入って来るので、住民票については証明書を今、自動交付機での発行がありますけれども、戸籍の書類の委託というのは非常にセンシティブな話だと、戸籍情報も含めてという印象があります。その上でいくつか確認を含めてお聞きしたいのですが、さっきの議論の中で、専用の窓口、専任の職員を置くのかという話がありましたけれども、答えが曖昧だったのでもう一回お聞きしたいのですが、特定局の場合に、専用の窓口をきちっとおくのかどうか、それから事務にあたる職員については、必ず特定されるのかどうか教えてください。

(区民サービス担当
課長)

専用の窓口の話に関しましては、特定郵便局の狭い中で、そこまで担保できるのかというところが、これから郵便局と協議という話になるのかなと思っております。従事職員に関しましては、研修等をしっかり受けて十分業務が出来るというところを踏まえた上で、従事職員の名簿を出していただくということで考えております。

(委員)

前段の話は担保が出来ていないということなので、それを前提に話をしたいと思います。後段の方ですが、研修を受けた職員の名簿を出していただくというのはいいのですが、実際に現場で、窓口で、区からの委託事務にあたる職員は特定できるのかどうか、その日の事務の中で、日常的な事務の管理の話なので、そこはどのような運用をお考えなのでしょうか。

(区民サービス担当
課長)

実際、フェイストゥフェイスで区が管理をしているという話ではない部分があります。日常業務の中で、申請書を郵便局の方からファックスで送ってもらうという時に、送った方が誰なのか、我々としてはそれを把握するために、欄を作って印鑑を押してもらうなりを考えております。その名前等で従事職員かどうかを確認していくということで考えております。

(委員)

もう一点、話はちょっと逸れます。ファックスの話ですが、資料のAをみるといわゆる昔からあるファックスコピー機、アナログのファックス機のようなイメージなんです。送る側の練馬区は複合の機械を通しておくるわけですね恐らく。だから紙出力しないで、パソコンから直接データをファックス送信するというふうに思うんですがそれでいいのかが一点と、もう一つ、受け取る側がアナログデータで受け取るのか、あるいは複合機なんかで、データを受け取ってそれを出力するという形になるのか、その辺りのシステムというのはどうなるのでしょうか。

(区民サービス担当
課長)

基本的にはアナログのパターンです。郵便局のファックスはこの絵だと確かに簡易なものに見えてしまうのですが、もう少し大きなものになります。そんな中で申請書自体をファックスしていただく。受けた我々としては、その申請書に基づいて証明書の作成を行います。その証明書につきましては、その内容を白い紙に印字をして、それを郵便局の方に送って、改ざん防止の用紙に打ち出すというような形で考えております。

(委員)

全体的に、私の方で違和感があるのは、マニュアルが骨子という項目だけなんです。この審議会の一般的な仕切りというのがよく分かっていないところがあるのですが、こういう諮問事項が出てきたときに、個人情報の保護がどのように担保されているのかというのは、こういうマニュアルなどで基本的には確認していくしかないので、そのマニュアルがこのように成文化されていない中での諮問というのはいかがなものかと思うんですけれども、これは、諮問した側と

(区民サービス担当
課長)

してはどんな風にご理解なさっているのでしょうか。

今、マニュアルの方の作成につきましても鋭意行っておりまして、概ね出来ているところではあるんですけども、やはり郵便局と詰めていかなければならない部分がある中で、骨子という形で出させていただいたということです。郵便局の場合につきましては、普通の業務委託と違いまして、仕様書案という話ではないという中で、当然、協定書案をつけさせていただきながら、しかしそれに基づいて詳細な部分についても、こういう項目立てでもって細かく決めていきますというところを一応私どもなりにお示しをしたというつもりです。

(委員)

最初に申し上げたように、法律上なり制度上の枠組みとしてはかなり厳格な位置づけをなさっているというふうに思っているんですけども、実態的に、特に戸籍情報も含めた個人情報、ある意味で非常にセンシティブな情報を管理できるのかというのが、この諮問案件についてはすごく大事なことだと思います。その点について担保するためには、マニュアルの部分がどのように書き込まれるか、内容的に言うと、例えば窓口をきちっと置けるかどうかもまだ決まっていない、個人情報の管理については協議中だと、こういうご説明なんですよね。こういう状況で諮問を出されること自体がよろしくないと思います。なぜもう少し、きちっと整えた上で諮問をなさらないのか、特に繰り返しますが、戸籍情報を取り扱う事務の委託なわけで、慎重な上に慎重を期し、かつこの審議会には十分な説明をしながら諮問をするというのが筋であろうと思います。その件で伺いたいのですが、なぜこの時期の諮問なのかというのが一点と、もう一点は、この中に継続契約をすると書いてあるんですね。意味がよく分からないのですが、2ページのところに、「平成26年7月1日以降継続」と書いてあります。というのは、委託なんだけれども単年度契約ではなくて、当初から長期間の契約をお考えなのかも知れない。それで、26年7月から予定なさっていることについて、この時期の諮問でなければならぬ理由はなんなのかをお聞きしたい。もう一点は、板橋区ではわずか3局でやっているだけの事務なので、やはり事務の管理状況とかについて、例えば試行的にやってみるとか、あるいは期間を限って検証するとか、いろんな配慮があって然るべきであったと思うのですが、なぜ継続契約の話が出て来るのか、この二点についてお考えをお聞かせください。

(区民サービス担当
課長)

まずは継続のお話です。我々の方としましては、7月1日に、再編の軸にあわせて、地域の方へのサービスの低下がないように事務サービスの水準を維持するという話の中で、7月1日に解消するということでは考えておりまして、当然、年度契約を積み重ねていくという話です。今までの書き方の話として、情報公開課ではこういう表現が多いということで、継続という言葉をつけているということです。継続契約を意味するものではないということです。マニュアルの話につきまして

は、委員が仰るようにマニュアルの中身の話に関して、もうちょっと示せなかったのかということに関しては、私も反省をしているところです。ただ、先程申し上げたように、郵便局の方でやる中でも、根幹になるのは個人情報の保護という意味では、郵便局の方の従事者と請求者以外の方が個人情報を見るという環境であってはならないということは考えています。そういったことに留意しながら、総務省の通知を踏まえながら、このマニュアルを整備して、個人情報保護に留意をしていきたいと考えております。

(情報公開課長)

補足ですが、資料2ページの「3委託開始年月日」の表記についてです。大変分かりにくくて申し訳ないのですが、この場合の表記の仕方で「以降継続」というのは、「その時から始まっている」というふうな意味合いです。したがって、説明があったとおり、その後ずっと続いていくという意味ではありません。

(委員)

長くなってすいません。「継続」の意味は分かりました。今の課長の説明を聞いていても、なぜこの時期の諮問なのかということとはよく分かりません。それで、私は、例えば専用のブースをしっかりと作るというのはすごく大事だと思います。特定局の仕事は、さっき兼務の話もありましたけれども、貯金系と郵便系の窓口は一応分かれてはいるけれども、窓口の仕切りが変わることもあるようですし、その窓口の中でもいろんな事務をなさっています。年間で7万件というお話なので、単純に計算すると、1局当たり月々で500件くらいになると思います。そうすると、1日20件、この数は少ないとは言えないと思います。こういう数の事務を適切に熟すために、専用の窓口を置くというのは最低限必要だろうと思います。そのことについても結論が出ていないと、協議中だと、実態的にはどうも難しいということもあるようなニュアンスも聞きました。こういう状況で、この諮問案について「結構です。」とは私はちょっと言いづらい。これは、会長にご検討いただきたいのですが、少なくともマニュアルの内容、骨子に相応しいくらいに基本的な骨格がきちっと書き込まれていて、それについてご説明いただくまでは、この諮問については審議会として保留をしていただきたいと思えますけれどもいかがでしょうか。

(情報公開課長)

諮問の仕方について、事務局の考え方を述べさせていただきます。確かに委員が仰ったとおり、より詳細であればよりいい形になるとは考えております。しかし、この案件の場合につきましては業務のスケジュールの関係もあります。また、実際、法律を根拠に行われており、また総務省の個人情報保護法上の細かい具体的な規定もある、それからまた、それに関する個人情報の取り扱いですとか、協定等もお示ししているという中で、一定程度具体的な個人情報保護上の措置についてご理解いただけるものと考えております。また、この場における質疑応答において、口頭によってもご説明させていただいておりますの

で、マニュアルが骨子のみでまだ完成していない点については大変申し訳ないとは思いますが、以上のような点についてご理解をいただきまして、ご審議をいただければと思います。

(会長) 参考までに伺いますが、マニュアルというのは大体いつごろ出来上がるものなんですか。

(区民サービス担当課長) 今、郵便局と協議中といっても最終局面を迎えておりますので、少なくとも年内にはと思っています。

(会長) 年内には完成するということですか。予定表によると実施は7月1日からですね。

(区民サービス担当課長) なぜこの時期にということですが、一つは来年度予算との関係です。もう一つは、先程ご意見が出ましたが、大きな取り組みになります。我々としてはなるべく早めに協定の締結をして、事前ピーアールをやる中で、円滑にこの制度を移行させていきたいということがあります。また、確かに見込みの件数でいきますと、件数的に多いと捉える方もいらっしゃいます。そういう話も含めて、資料2以降の話として、作業を効率的にやるという意味での業務委託の話を考えております。その業務委託の契約につきましては4月1日以降ということで、業者の選定などを含めてやっていかなければいけないというようなところでこの時期というふうを考えております。

(委員) 今のお話を聞いていると、個人情報の管理に関する十分な留意という点での区側の問題意識に私は疑問を感じます。スケジュールのことを情報公開課長が突然仰ったけれども、未だに私はなぜこの時期に、今日の審議会で諮問をしなければいけなかったのかがよく分からないです。それから、審議会の中の質疑の中でご説明をと仰ったけれども、先程から申し上げているように、例えば専用のブースを置くかどうかということについてですら、明確な答えをいただけてないわけで、私としては、審議会として結論を出すには、今日の段階では時期尚早だと思っています。どうしても今日、審議会の結論をとということでお求めになるのであれば、私は今日の段階では同意できないということ意見を申し上げておきます。

(会長) 委員の提言についてはちょっと保留しまして、後で皆さんにお諮りしますけれども、他の委員からのご質問を承りましょう。

(委員) 私も今回の出張所の再々編というところでは、やはり住民サービスを効果的に行う、住民票の届け出も証明もそうなんですけれども、戸籍や税の情報を取り扱うことすらも出張所が取り扱わなくなって、郵便局へ委託するというのは、区の本来業務である住民サービスを行うという観点からもやはり納得しがたいところを意見として持っております。その中で、資料1の10ページで、今回、資料1の諮問の中身の部分なので受け手の練馬区の方については、また資料2の方から質問させていただこうかと思っているのですが、郵便局の体制としてこれ

までも専用窓口がとれるかどうかという大きな課題について、今も曖昧な、決定できないようなお話なんですけれども、従事職員が複数名態勢をとれるのかどうかということ、そして郵便局の窓口の職員の方が、郵便局の中でもやはり今、ゆうメイトさんとか短時間勤務職員が多くいらっしゃると思うんですけれども、そうした方々も入ってくるものなのか、そういうところの態勢というのは、今どういう協議をされているのでしょうか。

(区民サービス担当
課長)

区の取り組みとしまして、今回、出張所の再編というのがあります。これにつきましては区の本来業務というご意見がありましたけれども、グラフのとおり事務取扱件数が下がってきて、出張所の窓口が閑散となる状況が生まれてきており、やはり窓口というものを見直す時期が来ているだろうという中での取り組みということでご理解いただければと思っています。従事職員の話に関しましては、業務がちゃんと適正に出来るというものを前提に、従事職員としての名簿を作って出していただくということになっていきますので、ゆうメイト等の話の以前に、業務がきちんと出来るのかというようなところを、研修等をきちんとやっていただいた上で従事職員をだしてもらおうと、当然、郵便局の方で職員が変わった場合については、その都度従事職員の名簿を出していただくと、普通に考えて、一人の職員が従事するという話では想定はしておりません。以上です。

(委員)

そうしますと、短時間のゆうメイトさん、正規であるかないのか、郵便局の中の人事構成というのは、区職員と同様に複雑化しているということは仄聞しているんですけれども、やはり戸籍の情報、税の情報、住民基本台帳に関する記載事項を取扱うというところでは、規模が一定程度小規模の郵便局が大半を占めるだろうというふうな認識を区は持っていますけれども、その中でさらに従事職員に関する研修体制または職員の定着がその局で図られるのか、研修体制がちゃんと担保された上で業務が出来るのかというところでは、まだちょっと疑問というか、安心してこの業務を委託することができるのかというところでは不十分ではないかなと感じざるを得ません。練馬区の受け手についても業務委託を考えているようなので、本当にこの11局に対して常に目配せをして、適正な管理ができる、誤送信などの事故が無いような形で見守る、見廻す部局はちゃんと日常的に担保できるのかなというところも疑問が払しょくできないのですけれども、その点はいかがですか。

(区民サービス担当
課長)

資料2、資料3の業務委託にかかっている部分があるのかなと思っております。当然のことながら、今、税証明に関しては税務課、それ以外に関しては戸籍住民課ということで役割分担をしながら、証明の部分に係る郵便局の方の諸々の話に関しては、所管の方できちんと対応していくという姿勢は持っています。その上で業務をやる中で、きち

んと把握すべきは把握、先程の審査の方の印鑑を押してもらうとか等々含めて、この後の話にもなりますけれども、区の方の審査の話も含めて、然るべきところを区の方できちんとチェックをして、個人情報にも留意をしながら進めていくということで考えております。

(会長) 課長さん、いずれの課長さんに対してもですが、本日の諮問の3件は、要するにこれみんな繋がっていますね。よく読んでみると中身は一緒ですね。3件全部を承って、それからどうするかを検討した方が能率的ではないですか。実質的には共通の諮問なんですねこれは。そう思いませんか。

(各委員) そう思います。

(会長) よろしいですか。それぞれ全部説明を承った上で、皆様のご裁断を仰ぐということにいたしましょう。それでは、資料2について説明をしてください。

(税務課長) 特別区民税・都民税に関する業務に係る外部委託の一部追加について 資料2に基づいて説明

(会長) 引き続き、資料3についての説明をしてください。

(区民サービス担当課長) 区民事務所・出張所等に関する業務に係る外部委託の一部追加について 資料3に基づいて説明

(情報公開課長) 補足説明です。資料2につきましては、今回追加分以外の部分、現行の部分につきましては、平成23年の12月、平成25年の1月の当審議会にお諮りをしまして、それぞれご承認をいただいているものです。資料3の方ですが、こちらにつきましても追加分以外の部分につきましては、平成20年と平成23年の当審議会にご報告をさせていただき、ご了解をいただいているものです。したがって、一定程度、今回お諮りさせていただいている内容につきましては、外部委託に関する審議会の事前一括承認基準に照らしても、こちらの方に該当し報告という選択肢もあったわけですが、より慎重なご審議をいただきたいという観点から諮問をさせていただいたというものです。

(会長) 資料1、2、3とご説明をいただきましたが、資料1についてはいろいろご質疑がすでに進行したわけですが、資料2と3について、これだけは聞いておきたい、個人情報保護の観点からこの点は疑義があるということがありましたら遠慮なくご発言ください。

(委員) 現在、業務委託をされているわけですが、その中で個人情報の取扱いに関して改善した、工夫したという点がありましたら教えてください。

(税務課長) 税証明の発行委託が4月からはじまりまして、改善ではないのですが、確実にやってきたこととして、それが結果として全く問題が起きていないということでご説明したいと思います。例えば、窓口でお話をした時、端末で調べたこと、お客様に関わる税証明を出すにあたって担当者がメモをすることが必ずあります。そういったメモについては全てノートを使っています。紙を使うことは全くありません。お互いの

契約の中で個人情報を守るということについては、委託者もしっかりと規定を作って、研修をやっていますが、万が一、衣類にメモの紙がくっついてしまったとかというようなことがないように、まずは絶対に紙を使わない、メモはノートを使う、そのノートは必ず置いていく、そういったことを確実にやっております。それから、度重なる研修をしております。仕事の中で、この場合はどうするんだろうという受託者の中で出た疑問などを、必ずそこで解決するような研修が適宜行われています。そういったことを経て、個人情報の保護については、きちっと守られていることを私たちは委託者として確認しているところです。

(区民サービス担当
課長)

戸籍住民課側といたしましても、窓口の業務の方の委託ではそういう問題はありませんが、バックヤードの方で入力等をやる中で、個人情報も扱うというようなことがあります。基本的に紙には残さないというところを基本としながら、研修の態勢についても各事業者の方でやっていただいて、こちらとしてもちゃんと守られているかということは確認をしております。例えば、具体的に資料3の18ページを見ていただくと、モニタリングという記載があります。各区民事務所、郵送請求の場所も含めて履行場所5つの場所において、我々の方で出向いて委託の適正な管理というところもありますので、日報月報など細かいところも含めて、それと合わせて個人情報の保護というようなところに関しても、研修体制がきちっと守られているのかどうかということも確認をさせていただいております。

(委員)

改善されながらも順調にやっていると、そう解釈してよろしいですか。分かりました。

(会長)

他にご意見等がありましたらどうぞ。

(委員)

3点質問があります。1点目は、請求書の原本は郵便局にあって、そのファックスのコピーが区役所にある。証明書の原本は区役所の方にある、という形になるわけですね。これについては、最終的に一つにファイリングされるわけですか。それが1点目です。もしそのファイリングするという業務が郵便局から1か月単位で請求書が送られるとすれば、そういうまとめの作業が新たに増えるのではないかと思います。そうすると、1か月毎に来る請求書の処理という追加の業務が抜けているのではないかと、というのが2点目です。3点目は、先程、「郵便局の窓口で請求書を提出してから証明書の交付までの時間についてはどうですか」と伺った時に、従来のとくと変わりませんよというようなお答えをいただきましたけれども、ちょっと伺いますが、税務課では大体これは何件くらいと見積もられていると考えていますか。

(税務課長)

いまのところ50から60くらいかと考えていますが、変わる可能性があります。というのは、一年間で1万4千をマックスで考えてはいるところですが、10月15日から自動交付機で税証明がとれること

になりました。それがどれくらいとれるのかというのを今検証中です。1か月、2か月を経た中で凡その数字がでるのではと考えております。住民票の方ではどうですか。

(委員)
(区民サービス担当
課長)

我々の方では1局当たり25件ぐらいと考えておりますが、そのうちの20件ぐらいが住民票の関係かなと考えておまして、仮に11局だとすると220件ぐらいの件数にはなるだろうと思っています。当然、それぐらいの数が集約されるからこそ、作業の部分という意味においては業務委託をかけ、個人情報といった時には、請求書の方の話に関しましても、お互いにどこまで介入するかという話はあるんですが、金庫等で保管し、郵便局に関してはどうしても1か月まとめて提出をするのに、当然取りまとめの事務というのが入っていく。区側の方で持っているものに関しては区側の方で鍵のかかる保管庫等に保管して、郵便局から送られてきたものも最終的には区側の方で保管をするというような話で考えております。最後に、時間の方の話に関しましては、基本的なケースを郵便局の方でお願いするという意味では、一件一件、審査の話も加えてそんなに時間はかからないだろうと見ています。ただ、大事な個人情報を扱うという意味では、当然逐一審査をきちんと行って発行しているということで考えております。

(委員)
(区民サービス担当
課長)

大体1日220件ぐらいですね。それを取り扱う場所は1か所ですか。1か所です。

(委員)

ファックスは一台ですか。例えば、住民票の戸籍住民課ですと、1台のファックスで220件を受け付けて、220件の証明書をファックスに入れるということになります。それとその他に区役所でこのような作業がされるということになると、先程の郵便局で請求書を出してから証明書を交付するまで、今の業務と時間的に変わらないと仰っていましたけれども、本当にそれはシミュレーションか何かをやって確かめられたのですか。220件の往復で440件ですよ。入力出力に1分かかったら440分かかってしまうんですよ。そうすると、時間的に変わらないというのは嘘だと思うんですよ。ある程度精査してシミュレーションして出していただかないと、先程、委員からお話があったように、何も調べないでただ単にいい文章を作って、それで進めて行こうという形になるのではないかと思います。私もちょっと検討不足なのではないかと考えています。

(区民サービス担当
課長)

我々は、件数が集まった時の対応というふうなところを含めて今回の業務委託を入れていこうと考えたところなんです。実際に、郵送請求の場所でやるという意味におきましては、戸籍住民課の方の話としては窓口をやっているわけではありませんので、当然郵便局の方の電話とファックスの方を優先しながらやっていくということです。基本的なケースということで、職員の方で確認をしながらやっていくと1・2

分くらいで証明書の方は発行できるだろうと、そういうような形でその件数はこなせるというふうに考えたところです。もう一つは、板橋の方の事例などを見て、そんなに時間がかかっていないという状況は確認しています。ただ、件数の話としてなかなか練馬区と比較ができるものではないと思っています。我々としてはなるべく地域の事務サービスの水準を維持するという意味での自動交付機であり、郵便局であり、高齢者にあまり足を運ばせないようにという意味で考える中で、なるべく活用していただくという視点で数字を見積もっているというところがあります。

(委員) 数学の計算式で「待ち行列」というのがあって、ファックスが出力する時間と要求がどんどん入って来る時間とを見てどれくらい待つかというようなものがあるみたいですから、それで調べていただければ分かると思いますが、印刷だけで結構な待ち時間があると思いますね、これだけやると。一度調べていただければと思います。

(会長) 今の質問は、区民の質問として無理からぬ問題点を含んでいるので、提案者として、その辺説得してください。

(区民サービス担当課長) 具体的に、1件の印刷の時間として何秒かかるのかというところまでは確認はしておりません。申し訳ありません。ただ、板橋の状況、あるいはお客さんを待たせない状況というところの印刷の煩瑣というところも含めて、機械指定の専用ファックスを使うというふうに理解をしておりますので、そういう意味ではそんなに待たせるものではないという中で業務委託を入れながら、効率的に処理できるものは処理をしていくと、そういうような考え方になります。

(委員) いずれにしても、それを一度、ちゃんとシミュレーションしていただいて、それで出していただければ。ファックスを増設するなりそういうような形でやれば対応は出来るかも知れませんが、そうすると今度は要員も増やさなければいけないとか、そういうのは出てきますから、そんなに単純なものではないような感じがします。そういうようなことをやっているとは結局は、今我々が審議している、資料を紛失したりとかそういうのがかなり出て来るのではないかと思います。その辺を危惧しています

(会長) 会長としては、先日、印鑑証明書をとる体験をしたんです。それに関連してちょっとお伺いしたいんですけど、ここにおられるのは皆健常者の方ですが、身体障害者の方が印鑑証明書の交付申請をする場合に、例えば目の障害者の場合、目が見えない、申請書が書けない、この場合、現実にはどう扱っているんですか。

(区民サービス担当課長) 目が見えないお客様の場合、区の職員の方で仰ることを聴きながら対応いたします。

(会長) 聴いて代筆するのですか。申請書に。

(区民サービス担当) 代筆できるところは代筆をしています。

課長)

(会長)

サインするところはサインさせるとかですか。あれは印鑑証明カードができてしまうと自動交付機で百円安く交付してもらえるんですね。持っていけばいいんだけど、初めて申請する場合などはどうしているのか。眼の不自由な人に限らないんだけど、最近増えているのですが、認知症の人も来るかも知れないし窓口は大変だろうなあと思いながら、そういう障害者の問題はどうかっているのか。我々健常者はとかくうっかりし過ぎなんですけれども、もし分かっていたら教えてください。

(区民サービス担当
課長)

視覚障害の方を含めて、基本的に、障害に合わせて職員の方で聴き取りをしながらご要望を伺って、もし書けないという状況であれば対応し、書ける部分については書いていただきます。職員が対応する場合は、確認をする手立てとしてコンピュータがあります。郵便局での話になると、そういうことが無い中で、ある程度聴き取る中で、当然、出来ない部分に関しましてはできないという場合もありますし、郵便局の方で何か困ったような話に直面した場合については、当然、所管の方が電話でバックアップするというようなことで考えております。

(会長)

(委員)

ありがとうございました。他にご意見等がありましたらどうぞ。

今日の話聞いていてよく勉強になりましたが、郵便局を使うというのは、場所として増えているようで、ある意味練馬区の中だけで、開設時間も限られていて、意外とマンパワーは結構かかって、外部委託をしたり、ヒューマンエラーの可能性もあるんですけれども、一方、別のやり方で、例えば日本中どこでも住基カードを使って、少なくとも住民票と印鑑証明と納税証明をとれる仕組みは何かあるわけですよ、やろうと思えば。ですから、そこはあんまりコンビニですから、人を介さずなるべく直で、オンラインで、紙は本人だけに行くようにして、そういう中で恐らく練馬区は出張所の再編と絡めて郵便局という方向を出したんだろうと思うのですが、実は今、マイナンバー法案が通って仕組みが出来てくると、そもそも証明書、住民票をあちこちで出したりというのが減ってきますし、納税証明なんかも連動してくるし、ただ戸籍の話は残っていて、戸籍は今回、法律の中で位置付けられて回り始めたわけなんですけれども、いずれにしても、かつて現況確認を毎年、年金で取りに行ったのがなくなるように、世の中動いていると思うんですね。その辺を睨んで、本当に安全なという意味ではあまり固定的に考えないで、難しい面もあるでしょうけれども、少し頭柔らかく、いろいろ、ある程度のスパンをとってご検討いただきたいというのが要望です。

(会長)

(区民サービス担当)

確かにそういう傾向はあるかも知れませんが、ご発言どうぞ。

マイナンバー法案の話に関しましては、我々も、総務省の方にも来て

課長)

いただきながら勉強をしている状況です。カードに関しては、区としてどのようなサービス内容を付加してやっていくのかというところは、我々戸籍住民課、税務課だけの話だけではなく、区全体の話であろうというところの検討から始めていかなければいけないと考えております。今、お話のとおり住基カードを使ってコンビニエンスストアでとれる仕組みもあります。いくつかの自治体でそれをやっておりますが、大きな課題として考えているのが、住基カードを持たないとその証明書のコンビニ発行が出来ないということがありまして、住基カードの普及率といったものがあまり大きくはないということで、今、他区の状況としてもそんなに数字としても伸びていると考えてはおりません。我々の取り組みとしましては、そういう状況も鑑みながら、今練馬区で、カードを使って自動交付機でとられている方では、圧倒的に印鑑登録カードに登録して使っている方が多いんですね。そういう方のご利用も考える中で、自動交付機のメニューを増やししながら最大限活用していこうという考えがベースにあります。ただ、その中でも、高齢者の方は機械の操作等が苦手だろうというような課題をいただく中で、やはり人的な対面で証明書を発行するサービスというものが代替として必要なのではないかと、ということで検討させていただいて、郵便局の窓口での証明発行というところを考えたわけです。当然、郵便局と言いながら個人情報の保護という意味では、きちんと留意しなければいけない部分はありますが、それでも我々が調べた中でいきますと、法律の話、板橋の状況の話、狭いながらも従事者と請求者以外に知られないようにということで番号札を渡しながら、専門ブースを作らないまでもやっているという状況を考えれば、我々としてはこの仕組みを使って、高齢者等を含めた地域住民サービスの水準が図れる中で、出張所の再編というものに取り組んでまいりたいということでご理解いただければと思います。

(会長)

他にご意見等がありましたらどうぞ。

(委員)

私は、ほとんど毎日、郵便局が大好きで郵政省から賞状を貰いたいくらい行くんですが、そうすると、貯金部分と郵便出すところ、それから小包、貴方はここへよく出すとか、大抵向こうの方は覚えてます。それから、主人はいくら貯金を持っていて、貴方はいくら持っているから今度、定額にしたらどうですか、とか。あそこにいけば私のことは全部知られていて、財布もあそこへ行って聞けばいいなみたいな、そういうところで、私のように年寄りになると郵便局に行くのが楽しみになって、そこで何でも出来ればすごい便利だなと思う一方、あんなに簡単に行けて何でも中身を知っている人がいて、さらに違うところまで知っていただくのは、安心なのか不安なのか、ちょっとそこが、郵便局を好きな場所として通っている私としては、そこまで信用した方がいいのかよくないのか、前は近くの出張所でそういう関係は相談

をしていました。コンビニはほとんど使わないので馴染みのところはありません。区民としてはそんなところが心配です。

(委員)

今のご意見と大体同じで、郵便局に行くと非常に対応が優しいんです、窓口だから。私も機械、コンピュータが苦手なところがあって、お金を下ろす時でも何か難しいことが起きるんですね。そういう時に聴くとちゃんと出てきて教えてくれて、数字を入れるような時にはスーッと離れて、「ご自分でやって」と個人情報のなところは避けて、気を付けてくれるんですね。ですから、高齢者のことを考えて、地域的に、便利で簡単に行ける場所という意味で役所も考えてくれているのだらうと思いますが、簡単なことと問題点というのは必ずくっついてくるんですね。厳しくすれば中央集権的で一番問題がないわけですけども、やっぱりこれは不便なことなので、ご近所なのでそう悪いことも出来ないとは思うもんですから、便宜を図っているいろいろな方法を講じていく、その中で改善していく、若い人ばかりになったらまた中央集権になればいいし、先程からいっぱいご意見が出ていて勉強にはなりましたけれども、これからの動きとして基本的には賛成と考えております。

(会長)

この後、報告事項もあり、あと5、6分しかないので、そろそろ結論を出さなくてはいけないのですが。

(区民サービス担当
課長)

会長、一言よろしいでしょうか。今のお二人のご意見についてですが、我々が郵便局を考えると、やはり今の高齢者の方々は郵便局を年金の受け取り先として使っているというところを含めて、利便性、また安心感というところで、今回導入について検討させていただきました。ただ、先程の話にあった定期預金の件は、やはり向こうの方も意味商売という面もありますので、いわゆる顧客へのサービスの一環で話をされたのかなと推測いたします。今回、実際に、郵便局側の話としましては、手数料以外は郵便局側でのメリットとしての話はありません。そういう意味では個人情報の保護というところは、法律に基づいてきちっと守っていただくというようなことで考えております。確かに、特定郵便局は狭い状況があります。板橋に行ったときにも、貯金の方は番号札でやっていましたけれども、それでも一人ひとり番号で呼んで、要件が終わったら次の方を呼ぶというような形で、ある意味、従事者、請求者以外の方に個人情報が知られない形というところが、工夫されているというところがありました。そういう話も含めて、ぜひ郵便局の導入というところをご理解いただければと思います。

(情報公開課長)

事務局からですが、先程ご指摘いただいたマニュアル骨子等の部分なんですけれども、私ども情報公開課としては、今まで審議会等でいただいた様々なご意見を踏まえながら、今後についても所管課の方のこの作業については、最大限のサポートをしていきたいと思っておりますので、その点何卒ご理解をいただきたいと思っております。

- (会長) 確認的に伺いますけれども、これについては、今日の審議会で結論を出さなければいけないものなのか。1月に、もう一回審議会がありますね。それで、12月にはマニュアルが完成するという説明が先程ありました。委員の質疑では、「マニュアルもないのに、本日、諮問事項として提出すること自体がおかしい。」という厳しいご意見もあるわけです。それであれば、もし時期的に間に合うものであれば、12月に出来るというマニュアルを次回に出していただき、1月に、この審議会で結論を出す、というやり方が一つあり得ると思うんです。しかし、それではその他の準備が、来年の7月、契約実施ということで進行しているの、プロポーザルその他の問題もあるようですし、「とても間に合わない、どうしても今日だ。」ということなのか、その辺ちょっとお伺いしたい。
- (情報公開課長) 日程的には、所管課と情報共有を図ったところ、日程的には今日ご判断いただかないと今後の準備が立ち行かなくなるという状況です。
- (会長) というような説明です。ということであれば、委員からの問題提起は大変貴重ですし、本質的な問題も含んでいるとは思いますが、どうでしょうか、今日、結論は出すにしても、皆さん郵便局との関係を非常に心配しているわけです。ですから、マニュアルが12月に完成したら、1月の審議会に報告事項として出していただいて、質疑はしてもらおうという形で、今日は一応結論を出すということではいかうか、この辺について、委員の皆さんのご意向次第ですから。「今日はやらないで続行だ。」という意見があれば、それも提案としてお考え願うけれども、どうですか。
- (委員) その前に、資料2、資料3の質疑がまだ終わっていないので、どうしましょうか。
- (会長) どうしますか。時間が12時なんです。報告事項がまだあります。
- (情報公開課長) もし出来ましたら、申し訳ないのですが延長をして、引き続きご審議いただければと思います。
- (会長) 審議会は、皆さん12時までということで召集していますから、皆さんそれぞれ次の用事があると思うんですよ。ですから10時から12時までに少なくとも結論は出したいわけです。報告事項は裁決はいりませんから。報告事項ですから。12時過ぎに多少延長になっても、これはやむを得ないと思うんです。従来審議会の運営はそうしているんです。そこで皆さん、どうしましょうか。まだ、質問があるという委員もいます。議事進行についてのお諮りをしたいと思います。
- (委員) 私自身、個人的には、この方向性については別に反対ではありません。先程のお話のように、今日、伺ったことに対して返答をしていただければ賛成したいと思います。
- (委員) 進行についてですけれども、今、会長が仰ったように、ある意味留保付き、さっきのマニュアルの報告等を次回に行うということで、今日

そういう事情があれば裁決していただいても結構だというのが私の意見です。

(委員) この問題はですね、法律に基づいて郵便局を指定する、このところがポイントなんですね。指定に当たっては法定の要件がありますから、基準に適合しなくてはいけない、その中に個人情報の保護を図るというのがあり、その他諸々を含めて議会の議決が必要なんですね。議会の議決があればスタートしてしまいます。私が先程言ったのは、そういうことを前提に、今日はいろいろと疑問が出ましたね。そのことを会長が仰るように、次回に報告してもらって、我々の要望が違っていたら、なぜそれが出来なかったのか、その代りにこういう代替措置があるから大丈夫だとか、そういう説明を受けることによって、今日、一定の結論を出すことが可能なのではないかと思います。

(会長) 議員の先生方はいかがですか。

(委員) やはり皆さんが一番心配されていることは、仕組みと言う問題ではなくて、今言われているように、個人情報はどう扱われるのか、特に区から離れてしまって、いくら守秘義務があっても、企業のあり様、外部の会社だと心配だということで、本来でしたら然るべき資料は全部揃えて欲しいというのが皆さんの思いだと思います。一方、行政側は時間の問題と、それから他自治体で先行事例としてやっていて、特段問題がないからいけるのかなという、そこら辺の差ではないかと思うんですね。議会は議会ですっかり対応していかなければいけないと思うんですけども、ちょっと事務局に確認なんですけれども、結論を出さなければいけない最大の理由と言うのは予算編成がどうしても、この四定で議決をしなければ予算編成に入れないということが問題なのか、それとも、それ以外のもので、例えばプロポーザル契約というのは、かなり柔軟性を持つてと思うんですけども、ネックはどこなんですか。それだけ、ちょっと確認したいと思います。

(会長) その点、ご説明できますか。

(区民サービス担当課長) 一番切羽詰っているのは、資料2、資料3で関連する業務委託の方の特に業者選定、プロポーザルの関係です。諸々の準備のことを考えますと年内に業者を選定しておかないと間に合わないだろうということで、出来ますれば今日ご判断いただくと助かります。

(委員) 予算は別ということですね。分かりました。それであるならば、会長からお話があり、他の委員さんからもありましたように、今日、一定の結論を出しておいて、後は議会の方で今日いただいたご意見を議会の中でもしっかりと議論していくという場も当然あるわけですから、そこで、一つ集約できる形にしてその結論を、こういう形で議会では審議をしました、こういう結果になりましたということをご報告させていただくということでご了解いただければと思います。私は所管の委員ではないので無責任なことはいえませんが、これはう

ちの会派に持ち帰りしっかりと伝えておきたいと思います。

(会長) まだお一人質問が残っていますが、それが済んだら裁決に入りたいと思っています。それではどうぞ。

(委員) 資料3、18ページのモニタリングについてです。これまでに是正勧告を行ったことがあるのかどうかというのが一つと、もう一つは区職員によるモニタリング、その中身については情報公開がされているのか、されていないのか、その2点についてお伺いします。

(区民サービス担当課長) 我々は適正な委託管理という意味で、個人情報の話だけでなく様々な点を逐一担当者の方に確認しながらやっています。また、情報公開という意味では、非公開にするものではないです。

(委員) そうしますと、それぞれの業務履行期間中におけるモニタリングの中身については、我々が知ろうとすればいつでも入手できるという理解でよろしいですか。

(区民サービス担当課長) 基本的にはできると思います。

(会長) 他に本日の3件の諮問事項に関して、これだけは聞いておきたいというご質問はありますか。

(委員) 個人情報でどこまで議論が進むか。先程来、詳細なマニュアルについて、タイムラグだとかいろいろ議論がありましたけれども、要するにスキームとして、個人情報保護審として判断をするにあたり、例えばコンビニ収納が進んでいる中で、前回議論されたコンビニ店員に個人情報が守れるのかどうかというような詳細にわたっての議論をしなければならぬということであるならば、本当に詳細についてのマニュアルを提出してもらわなければ議論が成り立たない、また、一から十まで議論を尽くさないと個人情報として成り立たないというこの審議会のあり方なのか。一番なのは、先程話がありましたように、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律、この法律の中で、練馬区保護審として情報が適法に判断しているのかどうかを判断するのが審議会だろうと、私はこのように思っております。その中で、例えば第3条、地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。その中に、第3条3項、地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第一項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ということで、この審議会員は議会でも当然承認をするんですが、その議論がびしとなされているのかどうかというのを審議するべき。そういう面では、詳細についてどこまで議論をするのが審議会なのか、これをしたときに、大きなスキームとして法律は規定をしているわけですので、詳細についてはやはり、議論は当然しなければいけないことではありますが、そのスキームを判断するも

のかどうか、これをぜひとも審議していただきたいと思うし、今回については、ぜひとも、時間的なこともあるんでしょうけれども、この法律に適合しているのかどうか、個人情報審としてそれを判断すべきだと、こういうふうに思います。

(委員)

今の、委員のご発言は、私は違うと思いますね。法に基づいて適切に処理されているかというのは大事なことなので、これはこれで議会を含めてやるべきだと思います。ただ、私たちこの審議会は、あくまで練馬区の条例に基づいて適切かつ適正な個人情報の保護の措置がとられているかどうかということを示すのが課題なわけですから、そういう意味でマニュアルについては、いつもかつとも、あるいは詳細が必要かどうかはともかくとして、今回のような骨子ではまずいということで私の基本的な意見として申し上げました。取扱いについて今日結論をとるのについては、私は事務局の理由付けというのは納得はできませんけれども、会長を含めて皆さんにお諮りして結論を出すということであれば、一任をさせていただきますが、賛否については異議ありと申し上げておきます。以上です。

(会長)

この審議会は、あくまでも練馬区の個人情報保護条例に基づいて設置されていますので、この条例による審議会の目的を実行するという以外にはないわけで、そういう趣旨で運営しておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。案件に戻りますが、本日の案件を今のようなご説明、ご意見、ご質疑を経た上で結論を出したいと思います。行政の方はどうしても今日でないと困るというような方向ですので、それを理解して、この審議会全体としては本日結論を出すということについての賛否を先ずお諮りして、それから結論を出すことにしましょう。順番がありますのでね。それでは、本日結論を出すことについて賛成の方、挙手をお願いします。(多数)反対の方、挙手をお願いします。3名ですね。保留という方はいらっしゃいますか。いませんね。この結果は議事録に留めておくようにいたします。それでは、本日結論を出すことにいたします。本日の案件につきまして、なお、次回の審議会におきまして、マニュアルの具体化されたものであるとか、ご質疑のあった問題点について、なお、ご説明、ご報告を承るということを、当然のことと考えておりますけれども、その上で、この案件について賛成という方は挙手をお願いします。(多数)反対の方は挙手をお願いします。同じく3名。保留はなしですね。以上で諮問は終了しました。ありがとうございました。報告事項がありますので、お時間の許す方々は、ぜひお残り願ひたい。

それでは、報告案件が教育委員会関連で2件あります。また、情報を紛失したという案件です。説明者が交代しましたら、ご説明をお願いします。

(教育総務課長)

小学校教員による個人情報の紛失について 資料4

小学校における個人情報の紛失について 資料5

以上の報告2件を引き続いて説明

(会長) 只今、資料4、資料5の報告のご説明を承りましたが、これについてご質問、ご意見がありましたらどうぞ。

(委員) 週案簿というのは教員にとって、我々が日常、業務とか予定を書いて身に着けている手帳と同じようなものなんですよ。ですから、持ち歩かないとか禁止とかいうと、仕事にならないと思うんですよ。現実には、いくら決まりがあったとしても、ですから私は週案簿というのを、学習計画とか、そういった個人情報に触れない、形式を少し変えて、個人情報に関わるものは勿論持ち出さないんですけども、週案簿の形式を少し工夫して変えてあげるとかしないと、現場の教員は仕事にならないですよ。決まりは決まりだとは言ってもね。私はそう思いました。

(会長) 他にご意見等がありましたらどうぞ。

(委員) この審議会で、速やかにこういう形で机上配布で追加を出されて、論点に載せられたことについては評価したいと思います。その上で二点、一つは単に情報漏洩というだけではなくて、イメージをかなり損なっていますので、ある意味、今回情報審の外かもしれませんけれども、学校とか教育系列のガバナンスの話にいくのかなというところがあるので、これはこの場ではなくて、いろいろと今日は先生方もお見えですから、後ほどご議論いただければというのが要望です。もう一点は、昨日も現地でいろいろと地域で声が入ってきたんですけども、やっぱりいろんな言われ方をされていて、子どもさんが、生徒さんが動揺しないようにという点については、教育委員会、学校の対応を、この場で言うべきかどうかはあれですけども、そういう声がありますので対応をよろしくということだけ申し上げておきます。

(会長) 他にご意見等がありましたらどうぞ。

(委員) 資料5についてであります。経緯は3月末頃の事件ということで、8月の末になって、なぜこうしたことが5か月後になるまで分からなかったのかというのが分かりません。それと、新聞報道等では、副校長が校長印を押して、名簿を復元していたかのような報道をされているんですけども、その点については事実関係としてどういう関係だったのか、正確に仰っていただきたいと思います。

(教育指導課長) 只今ご質問をいただきました二点についてお答えいたします。まず、なぜ8月の末の段階での報告なのかということですが、副校長、また担当の教員につきましては3月の末頃に、無くなっているのではないかとということで、相談をし、探していたということです。以前にも、物がなくなったときに、職員室内等に出てきたという経緯があったので、また出て来るのではないかとということで報告を怠ってしまったということで8月になってしまったということが一点あります。それと、

この押印については現在確認をしているところですが、日頃、校長が不在の際には、副校長が代理で押印することがあります。その際には、押印した内容については、事後に、必ず校長に報告するということになっておりまして、その辺りの状況について今、再度精査をしているという段階です。

(委員) 3月の末に転入学簿を探したが見つからなかったという段階で、直ちに教育委員会等に連絡をとるのが私は当然のことだと思っているんですけども、この点に関しては5か月間も放置したというこの問題についてはしっかりとした調査とともに、この問題に対する対応というのは、私は独自に考えるべきだと思います。こうした個人情報に関わる問題が紛失した、しかし、探して探して探して一年経ったなんていうケースが、私は今後も起き得る可能性があるのかなと思っているんですね。やはり、こうした大事な個人情報についてのミスがあった場合は、直ちに報告して、情報公開課の方にもしっかりとこの問題に対する対応等、今後の措置について進めていくという対応を、やはり教職員のみならず、個人情報を扱う全ての関係部局に徹底する必要があると思っています。それから押印問題、どうも事実関係からいくと今の説明は違うのかなと、そういう点もありますので、もう少し区の資料の中で、もっと正確な中身についての報告があるのかなと思っていたのですが、争点については何も記載されてさえないということになると、教育委員会として、個人情報の紛失についての中身の全体的な経過については、我々審議会にも隠しておきたいなところがあるから、こういう資料になったのかなと、そういうことを感じざるを得ないですね。この審議会に正確な事実関係を報告することは徹底していただきたいと思っています。

(教育指導課長) まず、報告についてですが、今委員が仰ったように本件に関しましては、練馬区立学校事故報告等事務処理要綱に従いまして、こうした事故が発生した場合には、直ちに教育長に報告をしなければならないというふうに、校長にも話をしているところなんです。今回の件に関しまして、確かに学校の判断ミスときちんと報告をしなければいけなかったという内容ですので、再度、学校への周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

(会長) 他にご意見等がありましたらどうぞ。

(委員) 資料4と資料5に関連するんですけども、こういった個人情報の紛失事件が発生すると、対応の方法として周知徹底、再発防止というのが出るんですけども、ちょっと視点を変えてみて、なぜ、学校の資料を、外へ先生たちが持って行かなければならない状況なのかということ調べたことはありますかでしょうか。

(教育指導課長) 先程、委員からもお話がありましたとおり、今回のような週毎の指導計画、こちらの持ち出しにつきましては、教員が翌週の授業を行うに

あたりまして、再度確認をしながら行うということで、許可を得れば家に持ち帰ってもかまわないというような取扱いになっております。学校には様々な文書等がありますが、その中で個人情報の記載内容ですとか重要度等において、持ち出し禁止文書、持ち出し可能な文書といったものがあります。今回、持ち出して紛失してしまった文書は、許可を得れば持ち出し可能という文書の扱いになっていました。許可を得て、なおかつ、今回、反省会、懇親会というのが夜行われて、飲酒をする機会があったということです。もし、これを校長に、持ち出しの許可を得ようとしたら、許可をしなかったという内容ですので、そういったところで教員の認識の甘さというものがあったのではないかなと考えております。持ち出しにつきましては、先程も申し上げたとおり、内容によっては持ち出しも可能と捉えております。

(委員)

私も教職の免許を取得しているの、学校の先生たちが今おかれている状態というのは、ある程度は理解しているつもりなんですけれども、要は今の学校の教職員の方たちの事務作業が、ひと昔前に比べたら増えているという報告もいただいています。ですから、この審議会はそういう話ではないとは思っているので、こういう意見があったということ、ぜひとも教育委員会の方にも伝えていただきたいですし、また、例えばクラウドコンピューティングで、自宅のパソコンからアクセスすれば、いちいち紙媒体を持って歩かなくても大丈夫ですし、そういうこともいろいろと考えていただきたいというのが一点と、もう一点は、この審議会だからこそ話をした方がいいのかなと、興味も出たんですが、資料5の方について、勿論、今回で問題になるのが、報告が遅かったということ、紛失をしたということが大前提なんです、新聞の記事にもありましたが、担任の印鑑を勝手に押したということが問題になっています。区のホームページを拝見しましたが、印をどうしたかというようなところが抜けていて、わざと抜かしたのか、何かあったのかをお聞きしたいのですが。

(教育総務課長)

一点目は、この先生がお忙しい中で、こういった形で持ち出したということなんですけれども、現在、校務支援システムということで、こちらの審議会にお諮りして導入したものが、あります。その中で、先生が自宅のパソコンからこのシステムのサーバーにアクセスをして、個人情報を外に持ち出さないで自宅で仕事ができるというような仕組みも取り入れて、そういった部分での事故防止を図っているところです。二点目の押印等の部分については、今回、個人情報の紛失といった点でしたので、当審議会については、その部分は記載をせずに報告をしたということです。

(委員)

私の意見として申し上げたいのですが、今回の審議会が個人情報の取扱いとか、また情報公開という言葉も入っているので、やはり、何か問題があったときに、直ぐ出てきたのはとてもいいことだと思うので

すけれども、ただ、内容が新聞報道とちょっと違うところがあり、練馬区のホームページで発表されているのとは違ったので、そこは残念だなと思います。今後、もしこういうことがあったら、一から十まですべて丁寧に何万字も使って説明するというわけではないんですけれども、何が問題だったのか、練馬区としてどう考えているのかということを知らせるのが情報の公開なのかなと思っていますので、次回はないことを期待したいのですけれども、仮にあった場合はちゃんと報告していただきたいということを意見として申し上げて終わります。

(会長) 他にご意見等がありましたらどうぞ。

(委員) 資料4の週案簿の紛失についてですが、校務支援システムを導入してきていて、それが週案簿なり授業案の作成にも使えるシステムだったのかどうかということを確認したかったのと、その端末が3つまで、学校長の許可を得て持ち帰りが可能だというふうな規定があったかと思うんですが、この運用は今どういうふうな状況になっているのでしょうか。

(教育総務課長) ちょっとその方は担当外ですので、この時点では、詳細にはお答えできないところです。確認のうえ、個別でよろしいでしょうか。

(委員) 分かりました。また、校内規定についてですけれども、飲酒をするということが分かっている場に週案簿を持って行くというのは、やはり、あってはならない判断だと思いますので、これについては厳密に、ここ1校だけに起こる問題ではなく、99校の小中学校におけるコンプライアンスに関わるものだと思いますので、ここについては、再度、当該校だけではなく、校長会でも、というお話ではありましたが、やはり、飲酒をする席にまで持って行く、または持ち帰りをしなければならぬような状況というのは、根本的に改善をしていく必要があるかと思いますが、もう一度、この点についてご回答を聴かせていただきたいと思います。

(教育指導課長) 今、委員の仰られた飲酒をするような機会に、校長の許可を得れば持ち出しが可能というようなものにつきましても、10月22日に臨時校長会を開催した際に、そのことについても触れて徹底を図りました。また、各学校におきましては、校長、副校長が教職員に対しまして、そういったことの徹底をするように、直ぐするよということでも話をいたしました。さらにサービス事故防止研修会を各学校で催していますので、そうした中でも徹底を図る、また職員会議でもサービスについても必ず教職員への指導を行うということでも徹底してまいりたいと思います。

(委員) 校内規定から徹底されなければいけないですし、こうした事故、紛失の事故というのは本来やってはいけないことだと思いますが、やはり、許可を得れば持ち帰っても構わない、持ち出しが可能だという認識の

もとに教員の判断の甘さというのでしょうか、持ち出しが可能というところで、本来、許可を得なければならないところが、こうして無断で持ち帰ってしまうということが日常化されていないのだろうかというところに関しては、特に疑問といたしますか心配があるんですけども、その点はどのように徹底をされているのでしょうか。

(教育指導課長)

今、委員が仰られたように、確かに許可を得ないで持ち帰っていた事例がたくさんありました。今回、当該校で再度調査しましたところ、許可を得ないで持ち帰っていたという教員がやはり他にもいましたので、これは一校だけの問題ではなく、区全体の問題であるという認識の下、全校に校内規定の徹底、特に校内規定の記載事項については、こちらの方でも3点、お願い等をしたところです。一つはそうした文書の重要度の問題ですとか、また、保管場所の問題ですとか、管理職の許可といったことについて各学校へ依頼をしました。

(委員)

やはり日常的に起こっている中で、氷山の一角としてこの件が出てきたと思うんですね。やはり、学校現場では非常に教員の過重負担が問題になっていますけれども、その改善も急務だと思うんですけども、やはり、区立学校としての区民の信頼といたしますか、保護者や子どもたちとの信頼関係を得ていく中で、こういった事故というのは、本当に信頼関係を大きく損なってしまう事案になりかねないので、日常化していたこういう事案がたくさん出てきたということが、今聞かなければ出て来ないというのは、やはり問題だと思うんですね。どういうふうに事故の原因があったのかということ、この3行だけではなく、日常的な問題がありましたというふうに、やはり真摯に問題の根本的な原因を掘り下げた報告をお願いしたいなというふうに、ちょっと厳しい指摘ですが、要望として申し上げたいと思います。

(会長)

他にご意見等がありましたらどうぞ。

(委員)

なかなか厳しいご意見がたくさん出て、これは当然だろうと思うんですけども、私自身が学校経営者だったものですから。それで、今伺ってしまして、一つ不思議に思ったのは、転入学簿というのは、そうそう普段使うものではありませんから、これはちゃんと校長、副校長、後は私の経験では教務主任といわれる方がきちんと管理していて、金庫の中にきちっと立ててあって、必要があれば許可を得て、そこから出すというふうなやり方をしていましたので。今も多分そうだろうと思います。ですから、それがどうして紛失したのかはちょっと分からないので、その点は一般の先生方の管理の問題もあるかも知れないですけども、もう一回、その管理の仕方を各学校で気を付ければ、そう起きるものではないのではないかと、というふうに感じました。ちょっと驚いたんですけどもね。この週案簿の週案と申しますのは、確かに週案は1週間ごとに1か月先まで見通して付けるわけで、それは逆に教科の主任とか校長まで見て、このような計画でやって行くという

ようなのが週案簿ですよ。それはそれで置いてあって、その他には持ち帰って自由してもらわなければならないのは毎日の研究ですよ。授業研究のものであまり厳しく考えると、今度は絶えず研究しながら、子どもへのことを考えて授業を行っていくので、それをあまり形式的に縛られると、今の現場の状況は分かりませんが、授業がスムーズに進むのかな、なんていうふうに思います。その時に、以前ですと子どもの名前まで、この子についてはこんな質問をするというところまで書いていて問題がなかったわけですが、現在だったら個人名がないものを家に持ち帰るとか、いつも自分が片時も離さず、子どものことを思い浮かべながらやっているのに、週案簿自体も持って出てはいけないものとそうではないものとを、多分、分けているんだろうと思って質問をさせていただいています。どういう週案簿のかなあと考えたわけで、質問をさせていただきます。

(教育指導課長)

今回、週毎の指導計画には翌週の時間割ですとか、各教科等の指導内容等についての記載があるんですが、その他にも、翌週ではなく、既に行った週の日にち毎に、学級の様子についての記載がありました。例えば、子どもたちの様子で、落ち着かない状況があったりですとか、逆に、集中して取り組んでいる状況があったりですとか、そうしたことの記載の中で、一部こちらに記載がありますとおり、9名分の子どもについて、集中して勉強が出来るようになってきたですとか、逆立ちが出来るようになったですとか、そういう個人の情報の記載がありましたので、今回の件を受けまして、新たに、子どもの実名を書くということではなく、イニシャル等にすることで、また、個人の情報を書いたものは持ち帰らず、必要な部分をコピー等にして利用するですとか、そういったところで、今後対応してまいりたいと考えております。

(委員)

分かりました。素晴らしい先生が失くしてしまわれたということなんです。それはそれで評価して差し上げたいなと今思いました。そんなにまできちとなさっているんだしたら、素晴らしい先生だと思いますね。ありがとうございます。

(会長)

他にありますか。

(委員)

議会の一人として発言させていただきたいと思います。本当に区民の皆さんにはこの間、連日、練馬の不祥事がマスコミに報道されていて、嫌な思いをされている方がたくさんいらっしゃると思いますし、議員として申し訳ないと思っています。我々議員が、そして議会が行政をしっかりとチェックしていかなければいけないし、正直、緊張感のない理事に対しては、個別でも言っていかななくてはならないなと思います。せつかく個人情報の審議会ということで、当然のように皆さん方は、守秘義務をもっている公務員は当然のこととして、さらに、それぞれの事業を拡大するに当たって、民間事業者にさまざまな個人情報

の保護をお願いする中で、どうやったらそれが事故なく、そして業務が遂行できるかという議論をせっかくしていただきながら、この間努力していただいているのに、大本となっている公務員の不祥事がこれだけ続いてしまうと、「セキュリティとして、いろんな規則だとか、決まりだとか、いろんなものを組み立てたって、結構だめじゃないか。」と思うわけです。皆さんの中にも、「せっかく議論をしていて、なーんだ。」という気持ちがあるんじゃないかと思うんですけども。本当に申し訳なく思うんですけども、それはそれとしながらやっぱり我々議会として出来ることは、しっかりと皆様方のご要望にお応えしていかないと、練馬区の人口が増え、事業量も増えていく中で、やはり遅滞があってはいけないと思いますし、むしろ私たちとしては、練馬区が、住んでいる方が、これから住もうとされている方が誇りをもっていただけるような練馬にしていきたいというような思いがありますので、我々議員も叱咤激励をいただきながら、ぜひ、この委員会もさらに充実するように、もう言うのを止めたなんてことのないようお願いして、私なりに一言発言させていただきました。

(会長)

他に教育委員会案件についてのご意見、ご質問はありますか。本日の報告事項について、よろしいですか。今後は、こういうことが絶対にならないようにというのが区民の願いだと思います。保護者、本人を含めて教育委員会の現場の先生方、ぜひ十分な配慮をお願いしたいと思います。報告事項は、これをもって終了といたします。大分時間がオーバーしてしまい申し訳ありませんでした。それでは、次回の日程について事務局からお願いします。

(情報公開課長)

第7期の審議会については、来年の3月31日をもって任期満了となります。次期第8期の委員についての募集を行いたいと考えております。詳細は11月1日号の区報に掲載をいたしますのでそちらの方をご覧いただきたいと思います。また、区民公募の皆様におかれましては、次期についてもご応募いただきたく、この場にてご案内を申し上げます。次回の審議会については、年明けの1月下旬頃の開催となる予定です。開催案内については、また郵便にて通知いたします。よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、本日の審議会は終了といたします。